

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可

木材業者及び製材業者の登録

保安林の指定の解除予定

県道の区域の決定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

◇ 選 管 告 示

鳥取県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿について被登録資格の決定の基準となる日等

鳥取県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示の開始の日

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を昭和五十九年八月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号

登録年月日

住所又は所在地

氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

鳥木第五四号

昭和五十九年六月九日

鳥取市立川町五丁目四二一四

大和森林株式会社鳥取出張所 所 長

北村 明彦

小山 守

八木第六七号

昭和五十九年五月二日

鳥取市永楽温泉町三〇五一

高坂 温雅

六八〇

五月三十日

八頭郡智頭町大字西野三一四

大坪 久利

六九〇

六月二日

八頭郡若桜町大字吉川三九

中石 義治

七〇〇

六月四日

八頭郡智頭町大字西谷五〇三一二

岡田 毅

七一〇

六月七日

八頭郡智頭町大字口字波三五三

藤森 政敏

七二〇

六月七十一日

八頭郡用瀬町大字用瀬四八九一

三宅 章

七三〇

六月二十一日

八頭郡八東町大字才代七三二一五

一岡 広治

七四〇

六月二十七日

八頭郡八東町大字才代七三二一五

一岡 忠雄

七五〇

六月二十七日

八頭郡智頭町大字岩神三一

林 賢蔵

七六〇

昭和五十九年五月四日

八頭郡用瀬町大字別府一〇二一一

用瀬地区木材工業協同組合 代表理事

倉木第八六号

五月十日

東伯郡三朝町大字下西谷二七〇

三宅 章

八七〇

五月十五日

東伯郡北条町大字弓原一一二

前田 昌利

八八〇

五月二十三日

倉吉市上古川一九二一八

有限会社丸二製箸工場 代表取締役

八九〇

五月二十五日

東伯郡関金町大字大鳥居七六一

村尾 新吾

九〇〇

五月三十日

倉吉市沢谷五五一

石賀 博幸

九一〇

六月五日

倉吉市堺町三丁目六八

津嶋 栄子

米木第六五号

昭和五十九年五月二十四日

西伯郡淀江町大字西原一〇三四

有限会社松田木材 代表取締役

六六〇

五月二十八日

米子市熊党三一九一七

有限会社亀尾商店 代表取締役

六七〇

五月二十八日

西伯郡西伯町大字法勝寺三七一一

鳥取県西部森林組合 組合長理事

生田 泰治

龜尾 征治

松田 禎之

米原 淳

梶田 章

製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
〃 六八〃	六月八日	西伯郡中山町下田中四八五一	前田力蔵
日本第二四号	昭和五十九年五月十七日	日野郡日野町根雨一一一九	小田寛市
〃 二五〃	〃 五月二十九日	日野郡日野町安原二五	瀬田芳久
〃 二六〃	〃 六月四日	日野郡日野町根雨七〇二一五	広川圭吾
鳥製第三一号	昭和五十九年五月三十日	鳥取市寿町九一一	谷口愿紀
〃 三二〃	〃 五月三十一日	鳥取市岩吉一七〇	酒本寛海
八製第四五号	昭和五十九年五月三十日	八頭郡河原町大字中井二六	田中国春
〃 四六〃	〃 六月四日	八頭郡智頭町大字大内二四六	前橋登志行
倉製第四七号	昭和五十九年五月一日	東伯郡東伯町大字浦安三二五	中本むめの
〃 四八〃	〃 五月八日	倉吉市福吉町一三九九一九	岩国富久治
〃 四九〃	〃 五月二十三日	倉吉市上古川一九二一八	石賀博幸
〃 五〇〃	〃 五月二十四日	倉吉市富海八六五一六	出会博文
〃 五一〃	〃 五月二十五日	東伯郡関金町大字大鳥居七六一一	津嶋栄子
〃 五二〃	〃 五月三十日	倉吉市沢谷五五一	梶田章
〃 五三〃	〃 六月五日	倉吉市堺町三丁目六八	米原淳
米製第四五号	昭和五十九年五月二十四日	西伯郡淀江町大字西原一〇三四	松田禎之
日製第一三号	昭和五十九年五月二十九日	日野郡日野町安原二五	瀬田芳久
〃 一四〃	〃 六月十八日	日野郡日野町黒坂一二五九	前田勝良

有限会社松田木材

代表取締役

鳥取県告示第五百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六の一・一八六六の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年八月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉吉由良線	東伯郡大栄町大字六尾字西配竹二一 二一―地先から同町大字西園字中浜 一三七―二地先まで	二二・五 四九・〇	一九九七・〇

鳥取県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年八月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福頼市山伯耆 大山停車場線	西伯郡岸本町坂長字北ノ峰一一九 〇地先から米子市諏訪字西チンゴ 原一四〇九地先まで	変更前 三・五 変更後 五・〇	一一・五 四〇・三	三六四・〇

鳥取県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十九年八月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
福頼市山伯耆 大山停車場線	西伯郡岸本町坂長字北ノ峰一一九〇 地先から米子市諏訪字西チンゴ原一 四〇九地先まで	昭和五十九年八月十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

昭和五十九年八月二十六日執行予定の鳥取県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十九年八月十五日。ただし、年齢については、同月二十六日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十九年八月十六日

三 縦覧に供する期間

昭和五十九年八月十七日及び同月十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

昭和五十九年八月二十六日執行予定の鳥取県議会議員補欠選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百三十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十九年八月十七日と定めたので、同法第四百四十四条の第二十項において準用する同条第五項の規定により告示する。

昭和五十九年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
を次のとおり開催する。

昭和59年8月10日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

- (1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
- (2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和59年9月11日	午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟3階第 15会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者

経 験 者	講 習 者
昭和59年9月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	昭和59年9月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで
倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室
倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者	岩美、鳥取、郡家、智頭、 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
昭和59年9月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで	昭和59年10月9日 午後1時30分から 午後4時00分まで
米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室
米子、境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管内に居 住する者	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
- (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）